



福岡医発第 3204 号(地)
令和 5 年 2 月 22 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

赤道ギニア共和国におけるマールブルグ病の発生に係る注意喚起について

今般、令和 5 年 2 月 13 日（現地時間）、赤道ギニア共和国保健省及び世界保健機関（WHO）より、赤道ギニア共和国において、同国初となるマールブルグ病患者の確定例について発表されたことから、別添のとおり、厚生労働省より日本医師会並びに福岡県保健医療介護部を通じて周知依頼がありました。

2 月 12 日時点で、同国において 9 例の疑い死亡例、16 例の疑い例が確認されているとのことです。

また、厚生労働省においては、マールブルグ病について引き続き情報収集を実施し、必要に応じて情報提供を行うとともに、各検疫所を通じて空港などにおいて海外渡航者への注意喚起が行われております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、当該地域に渡航された方が医療機関を受診された場合には、マールブルグ病を念頭に置いた診療をいただくとともに、同感染症を疑う患者を診察した場合は、管轄の保健所へ連絡していただくよう周知方につきご高配の程よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

公印省略

4 疾病第 1 3 5 2 2 号
令和 5 年 2 月 2 0 日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部
一般社団法人福岡県精神科病院協会

殿

福岡県保健医療介護部長
(がん感染症疾病対策課感染症対策係)

赤道ギニア共和国におけるマールブルグ病の発生に係る注意喚起について

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、厚生労働省健康局結核感染症課から別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会会員に対し、症状や渡航歴等から当該感染症を疑う患者を診察した場合には、管轄の保健所等あてに連絡するよう周知をお願いいたします。

－問合せ先－
保健医療介護部がん感染症疾病対策課
感染症対策係 阿部
TEL 092-643-3597 FAX 092-643-3331
E-mail:abe-i278@pref.fukuoka.lg.jp

日医発第 2177 号（健Ⅱ）

令和 5 年 2 月 16 日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

赤道ギニア共和国におけるマールブルグ病の発生に係る注意喚起について

令和 5 年 2 月 13 日（現地時間）、赤道ギニア共和国保健省及び世界保健機関（WHO）より、赤道ギニア共和国において、同国初となるマールブルグ病患者の確定例を報告したと発表されたことから、別添のとおり、厚生労働省より本会に対して周知方依頼の事務連絡がありました。

2 月 12 日時点で、同国の Kie Ntem 県で、9 例の疑い死亡例、16 例の疑い例が確認されているとのことです。

また、厚生労働省はマールブルグ病について、引き続き情報収集を実施し、必要に応じて情報提供を行うとともに、各検疫所を通じ、空港などにおいて海外渡航者への注意喚起を行っています。

本事務連絡では、医療機関に対して、当該地域に渡航された方が、医療機関を受診された場合には、マールブルグ病を念頭に置いた診療を行うようお願いしております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会、関係医療機関に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡

令和 5 年 2 月 14 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

赤道ギニア共和国におけるマールブルグ病の発生に係る注意喚起について

令和 5 年 2 月 13 日（現地時間）、赤道ギニア共和国保健省及び世界保健機関（WHO）より、赤道ギニア共和国において、同国初となるマールブルグ病患者の確定例を報告したと発表されましたので、お知らせします。2 月 12 日時点で、同国 Kie Ntem 県で、9 例の疑い死亡例、16 例の疑い例が確認されています。

赤道ギニア共和国に滞在している間や、同国から入国後、疑わしい症状が出現した場合には、早期に医療機関を受診し、適切な診断及び治療を受けることが重要です。各自治体におかれましては、当該地域への渡航者に対して、改めて注意喚起をお願いします。

あわせて、貴管内で一類感染症に感染した疑いのある患者が発生した場合における感染症指定医療機関への当該患者の搬送や当該患者の検体移送に関する手続等について、今一度、確認をお願いします。対応においては、「ウイルス性出血熱への行政対応の手引き（第二版）」（参考 1）及び「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」（令和 2 年 2 月 27 日付け事務連絡、参考 2）に留意いただくとともに、疑似症が発生した場合には、厚生労働省に直ちにご相談いただくようお願いします。

参考 1：ウイルス性出血熱への行政対応の手引き（第二版）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000164709.pdf>

参考 2：一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針

<https://www.mhlw.go.jp/content/000601059.pdf>